









猷石とくしと多おほくつつの然ごととと惟ただ帷の機を密に未  
臣おの比と知る屋を足す只ただ信を名を尋ねてて擢た用は此の人を弟を  
荒あくく志し多おほくく也

銀皇遺事

春

一 細川越中守重賢君其御家此御先祖也何らゆ  
るはよ人皇五十六代清和此皇子貞純親王の御子鑑基王  
夫より凡そ源清仲河内守頼信伊豫守頼義と相續夫  
より將軍義家の御一男式部大輔系用これ小男新田  
大炊介系重此御子孫足利治部大輔系康これ御男  
矢田義清これ御男義實此御男仁木實國其御二男  
細川次郎義季小也細川此御先祖也系季此御三男  
細川節俊氏これ御男八郎太郎公頼これ御男  
弥八市和氏其御男讚岐守頼春四回の官領の其御男頼有







小の代みを以ての依怙是負より地中五小を以て  
正道は失はれたる傳とに在る角私欲の所より  
よそ中付きたる所居たり以て故未だ此志迷惑よ  
おろしむるも未だ此志を侵以て思ひまはせ  
不訴出よ付第一系なる成ふし依之此は後  
糧事とて志有し者もその言下よお以て配  
と存案封守は用以差出下し回政の傳を承る  
る事斗ふも不相行考辨の和と以て法回よまら  
何とてお考ふ

一 五へて系意と主権と争ひ功と奪ひて未練の事と  
深く戒めぬふかき事後を聊も承る者志は皆封  
印は考附成り里り下下の情も能上り通以て  
乃日杯云志も皆思はれて不法の事なりなり  
一 日役教多ありと同一事よせんとなすは以て争  
て職事し難る如く賢愚のりをも及んすおのり  
らその表と成行りし唐土小いしる凌夷のたふし  
一 かの際とやふし先寛延三年八月の比玉中  
此郡代はふまのり家士は皆御あよむて  
はふ有日

國中は係郡を以て心は次第収る精細なる郡







よ疎く下役人の申立計を授けて執計申者し有  
之よてい言ふ所たいて不埒の事あり

但古役新役の差子言え飽分立服臈戸流心

一る成思見事と好し身指を侍てい支配行由事

指言し何事と免語此前たるくくり

以上

夫民を邦に奉る事い仕主の初め又辨文よ「於是海

流しを以て免夫より汝奉堅くして邦安く記

一此回ふて同誠紀問はる誠穿鑿を号して昔より徒士<sup>カチ</sup>

此者の職ありも身錢しこれハ唐土より獄とむ

くだがしり記しとあしとる山此役を大なり此役あり

若中あやま川とありるん、教を申し、若者成教して二

度生るし、いしこの事いしふるたるも、や、也、

亦、飲、も、い、ん、侍、れ、よ、申、付、て、目、よ、せ、上、連、宝、曆、元、年

平野権九郎村上布衣と云侍ふを命し、い、り、は、是、が

しと、弥、推、同、私、を、ふ、し、て、無、実、地、深、か、う、ぬ、り、の、な

り、り、中、中、権、九、郎、と、云、若、者、其、任、は、堪、う、

或、時、一、人、の、因、白、状、一、紙、小、の、も、て、申、極、う、け、上、の、乳、料

小、亦、也、い、し、と、恨、い、る、き、よ、し、手、奉、を、も、仕、り、け

れ、首、切、り、る、に、極、う、小、り、た、に、此、権、九、郎、い、く、や



心以んげ因の罪を改しらるる事今志むし待終  
 へと云所存新々程罪明白るる上何事とて改と  
 中少成権九命志ふ子細ありと強<sup>アチカチ</sup>よ中せハ其旨  
 小任をたり夫より三年計るて果して首罪の志  
 既身して神地因ハ多御りぬ依社権九命之志左  
 多よと人皆感しるるをて君の人をあけ仕以のふ  
 小各其志小出の事なり新のめくなりし  
 一新規の寺社建立停止のよしハ右の掟るれハ領内ふと  
 かくて教書の沙汰立られぬ程いさるよしありて寺  
 院ありし記亦あて奉るる絶<sup>アチカチ</sup>るるハ宝曆三年四月

有目印者改更て中寺くハ中傳りハ牒よ曰

國中居住の坊主の係付先達言と院ハ一統及沙汰  
 以し知照願し執成有之今以不取元也者之ハ条  
 程又取し也

一 依頼回中居住進し御免之志又ハあり方七位不川  
 塘の障りおまお本中具取之ハ係付主の坊主あり  
 右ハ其傍一代の居住ハ御免成進入お續難叶と案  
 但陰宅も其係し右目録

一 真言寺通寺と名付て回中不小有又ハ從古と臨  
 中傳り也と以改任右ハ坊主あり右ハ元禄十五年



寺社本末改の旨何る通寺と書か—其通は仍付主  
以て後畢竟小庵と仰免は成まらず自然と壹合教  
成建る門徒し有之内説は寺号とし唱へておぼし不  
の多うに依之此言ハおと引拂以ては仰付るは教  
任仕高ふハ多う先を有るま—くは条由時乃  
住僧一代ハ今としは免御免は成は跡入相續難ハ  
但右ハ内裡古より沃有し菴室ハ相續ては仰付条  
右類の菴室二間梁七間以上ハは停止之且又相續  
以後菴室は其子ハ不及中はて女人の住居ハ  
無用ハお後の傍當時住僧の子少て母姉妹の

類有之とも云ふはよ多う相違次第多味及ハ  
法言ハ

- 一 國中小前より小社小堂者之堂者等坊主互ふはし  
尤も号唱ハ不申 佛壇し不仕佛事 説法し伝ふま  
く由下より 依教御免は成まら坊主の事 住任ハ  
分ハ今迄し通壹社成建は湯重ては住任ハ難叶はる  
社中ハ畧地是阿ハ其社内畧地等ハ其通迄て  
おんたハおしよあを福—てし  
一 元祿年中改の旨書ハハ波又其後つとれお申  
よ菴室をかまへ居任仕坊主しる右ハ高及引拂以



アト

右の條に支配の寺と云うは中波の畏くは書付由来の  
書付と五月十五日限り不渡振ふれ振出を在る若  
相違の條もそしめて後年たは沙汰の所相違の條  
を子連にそ不渡進言の在りて支配の寺と云う兼言  
委くつは中波の遠却於有して寺として為成及る  
初て今も遠消の者を以て人余或は本寺及師の坊お  
返りやり六十余人八位僧も身成限りな沙汰せり  
還俗して農夫となる者多かりき  
一礼を言ふをかつしものあり恭して礼を言ふは川が

ハハハ果ちるるらういふ成行あるをやふらん宝曆  
三年有月小ト傳へるを

御教習お筆物入御志者之のハ無神家中此面座  
席又も役も又家一竹一教ゆるをれとらるる依之  
自然と論じの申す凡俗も其れ小意して申す  
尤人より多財も程能相得る者も六六其礼の神  
の志してそしむる教しる申す偏り申す申す  
てハ云ふ彼是見合はて心と付は振ふと御志者  
之にけ成承置候申す申す申す申す申す申す申す  
申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す



一 藩中此者の中条心くうして一定なりとありこれ宝暦  
の比文式を仰して但次杯に命をくゝる元服婚姻より始て  
其より此文案有りしは此消息より用る殿文字の  
忌辰分ちてうち之おと其改を極こたゝをらる神めく  
いけたるやう小人心いつきとも取らるるはよるてり  
能とのへり

一 粗氣まで自殺せし者ハむしり子孫に傳とゆるされど  
里に君不便の事よ心して宝暦三年命のふる  
者こそ方を臣傳て家申したるむ其詞意は曰  
乱心まで自殺の跡目ある相續ハ不ら作付るハ

ゆへに其年迄病まひ傳付け以後も跡目相續ハ不  
作付るハ不ら

但右自殺の旨難通如末に有之かりたと(病まひ  
紛々しとも跡絶不ら作付るハ不ら)

誠は等血うつけたる者の病は犯さるんといふハ然る  
小自殺より跡ハ先てある難れといふて父よをれ  
借きの契り後々も其夫よら悲し中よ不領とさ  
へ没収せし是事よ方命記身と云んといふ斗此款をや  
然るよ此君の御命をけしかく斗かふ不幸よ是  
ても並よ不領のみて行す目出及百仕る者人うと不



幾許之や抄りて子孫に傳へて此君の仁恩  
を忘るべしと申すなり

一宝曆四年熊府の城に凡れ内小学校を立り以て文を學ぶ  
亦武時習館と名付一族ありて有る長岡内膳忠英と  
徳教秋山傳右衛門定政と教授して訓導句讀師と云  
者十餘輩あり武時習ふ所を東榭西榭と名附あり  
ゆふ武藝を修むて夫に北師を以て毎後八十年人  
より及ぶる藩中にて傳へられ年若くして皆々  
爰よおいて文武の事修むるにめを内分て修  
たる武居寮生と名付てたゞは館中におありしは是れ

甚しく尊し勤學也とむたふ畧高なるは後秀あり者  
左殿榭に入る事と免ふは明正の宝曆五年正月七日  
君學校に入しを以て東政孝徳武時館と名付て文武の士と  
御事なるを熊よりしりてすは是を例して五國の年れ  
初中を又入て誨教を授けり又冬勤乃首途あり玉  
の姫より先を城ありて直に學校に入しをみかく  
自らはとめて厚くをふむるにたる者謹々志し武  
を修むるにやこれに誨日此館元年月より起しておせ  
くなくたるはけしは宝曆十年六月重ておしりて  
堂を建て是を誨堂と号して高閣と名附るなり



自筆浅深多し仰止と二文字を書き多し偏頗せ  
らる月乃三八日誦師一人經書を乞ふ誦はそ日ハ  
家と多し又席は條む布菜致仕を乞ふ後ハ乞と  
して徳教とを備以爲は新目附なと乞ふ役を  
に必き人宛出て東席より列座を乞ふ臣地嫡子以下皆  
北面して誦浅す其出入座候と使者指揮して威  
儀と正し相云ふハなすむ誦師の座ハ繩と設  
きさう君入るとるふ日ハ繩をハ徹すは儀もぬと指  
むい座して臣下の列と離れめらる乞先王乃乃  
成君と告ふ又北面を乞といへふ礼を乞ひはふ成ふ

御座

一 宝曆七年同十三年銀榭よおめて子弟は文武の業成  
自ら試之ふ是成例として後七折に御覽所江  
府より一箇を年々其の末夏に初小徳敷必乞と試  
初て皆に初むけむらふと徳敷とらるとハ年小  
一度誦書を吟集して徳敷を乞ふと稱揚を  
又その内は徳敷する成撰て君よ告ふ宝曆十三年  
正月十五日の日誦書より吟て君の廣敷に頼ふ者百  
十人よ余りて又中ふと五十餘人持家乃紋の服を  
賜ふ乞ふと或を二年三年の内よ又はすあり



人数を定むるは増して年毎に勸賞を賜ふる事  
なかりしをてけ處中の子弟を不才にまゝして巧拙  
をあれし形のぬく文武の業をなすはる者あり  
或は經學詩文は長し又武藝に名を得たる者多く  
ありたるは偏しく此等の思はるべきは安永六  
年の比玉中の詩と集て樂洋集と名付て梓行せ  
らるる作者二る餘人ありし一玉此集は多しや少し  
也今ハ又そ毎代ニ合せる程はありなん

一 宝曆五年諸士を仰せらるて衣服の制度を令しぬふ  
されし事係りて中より以下の如しとある事と

いづくかして今より三年のるは有身のものにてはあれ  
ふか一寅の年ををさるるはくくるるべしとあり  
ハ侍の衣服を表とてて油木綿を用ひ裏は帛絨  
と免ひそとタハ表裏をよ布とめんるべし女は衣服  
も大抵是に準ふ但七十歳以上十歳以下并醫師職氏  
ハ制外するべしとあり  
一 此國よそ人成はるふふ死刑追放の二ツの之を用ひ  
來りて成宝曆五年此より官徒墨刑と始ふ家  
臣地平を凡為格名御旨と請て刑法草書一卷成  
るべしとありてなる事序より曰



殺ス変至重也ト云凡化ヲ授リ俗ヲ敗ルノ徒ハ其天  
誅ヲ如何故ニ唐虞三代以來刑法アリテ聖人ノ  
最重ル所也古ハ墨劓剕宮大辟ノ五刑ニレテ異  
罪合テ三千條也漢之相國蕭何律九篇ヲ造リ  
罪ノ輕重細微ニ分ケ音樂ノ律十二調ノ外ニ出  
ス正声各和スルト云ニ比レテ律ト云名初ヲ起  
レリ歷代損益アリト云凡大概此九篇ニ本ツク  
トイヘリ近代ニ及テハ大明律尤其精詳ヲ極  
本朝公家ノ世淡海云藤原不比等和律十二卷  
ヲ作ル其後武家ノ世トナリ此律モ凌夷レテ海内

戰國ノ餘風ニ因循レテ今ニ至ル我藩ニハ死刑追  
放ノ二刑有テ盜者ノ初犯ヲ專ラ追放ニ行フ郎  
外方幾里或ハ畿郡ト限リ禁錮遠近ノ差アリテ  
一旦懲惡ニ似タリト云凡禁以外ノ地ニテハ衣食  
ノ便ヲ失フ一弥切ナレハ夕トイ惡ヲ悔改セント  
欲スル者モ飢寒ニ堪サルノ憂エコトナク盜心遂  
ニ復生シ所在ノ地ノ害トナル如此ナル成ハ何ヲ以  
テ惡ヲ懲レ何ヲ以テ害ヲ去ニヤ唯一國中ニテ害  
ノ所ヲ遷スノミ也是蓋カ水ヲ治ル鄰國ヲ以聲  
トスルニ近カラスヤ然レ凡初犯ハ死ヲ宥メ再



犯死ニ處レツヘキヲ死刑ニ處スハ則是シ穴井ニ  
陷レテ殺スニ似タリ如此ハ其罪戾彼ニアラスメ是  
ニアリト云サルヲ得ス是旧典也ト云凡治平久  
レク今ニ到テハ時執カ人情ニ喆シ處置ノ當ラサル  
一有此ニ於テ君侯嚴命ヲ下レ革ルヲ議セシム  
大哉民ヲ恤ノ德封内ニ布ク一永ニ不朽之善政  
ト云ヘシ蓋シ今錦容ノ律ヲ作ラレメ國ニ施サル  
一其美言ハカラスト云凡恐クハ頓ニ行レ難カル  
ヘシ故ニ先的大ノ弊ヲ救ハレメハ其餘ハ類推ヘ  
シ臣愚也ト云凡敢テ固辞スルヲ得サルノ職ニ

列ス故今ノ刑法ヲ増損シ是ヲ簡易ニメ僅ニ數條  
ヲ左ニ録シ替類メ執政ノ府下ニ呈ス其精詳ナル  
一大明律ノコトキハ伏メ後ノ君子ヲ俟ト云ル

寶曆四年 甲戌夏五月

堀勝名 頓首謹書

罪此輕犯者台刑のこめてやむ良重犯はとてふ台名く  
刺墨エ一肩毛と刺或ハ三年亦ハ五年徒役小よめて是と徒  
刑と名付徒刑の者ハあるかざる一ッ小屋ハ甚長重日毎ハ  
けいこの者引連て辰の刻匠作のふは多ク工匠の助  
と成るる銭いと存ま末の中刻ハ又孫をの老連  
て降ぬお一日の賃跡とをき身そそ中ニその二ッハそ



日くよふふ今つらなるまてそ志の年季満てゆく  
影射影存して授く小屋の内にて一帯と打むしん成  
おふなとこくが業として市を賣るを乞ふこれ  
八年迄満てゆく志の授く不賃賃とおのり自業の代  
と多く人相乞と<sup>モトテ</sup>聖姓市してかみのぬく世後業よ  
律き先非を悔て良民となる志多し

一此堀平本末の曾祖と平本末書律と云て越前の老翁  
一我君地御先祖妙相院殿忠利侯いまそをたふおし  
まやし時御家人よなされ御子亦九御曹日少付至路  
ぬふ此志は福とあり南て亦九君が督まし

肥後も光尚君よありそしししハ弥怡初しそ子安  
二年吉勝高ふありてりまも及関東を御不第  
以しおなるより一守てりまハ元相とありあは関東は地  
をうりまもや平とあり御領は葬しをんそ御楯  
りそふ乃そそそを初意なる悲歎の泪とおし御櫃  
小向以なり中なるハ此信御儀と信はる今志くくなく  
らして御跡のゆきも見届ましを三年と中ハ此必殉  
死信して申の振とも貴泉よおめて告身人として身  
をかつまふて江戸へやうぬそしししハ此志の志  
臣大に怒るま書據り日比なるる此屬中よありふ志







て領内の医師も年々療治せしむる内は大病異症に医術を  
書得常此病京も人数を記し正月に業吹味の方小  
也を治しと控し方不足より医師も申し書に精誠  
も考へ業を御むるよりぬ依中、医学誠を人志の業  
多と見えたりと出立生立を志しせんハあへんハ也建  
部と云ふハ草草と云ふこと繋糸滋國と名付振と地  
業字誠極て産物と志す便ふなり方不足皆仁慈乃  
御心よりおて民の病悩を救へん為なり

一此書のおとふ違むるより月書と云ふと定てあるは  
まゝなる人そ月の玉幣と何法をまゝもぬ玉ははる

時を日毎又屋形、出仕と志し大東より一由なり時ハ  
家々のこと極極して藩中の志の貴爵とし家よりて戸  
渡りたりと云ふと記してはる此種たりくよ前ハとや  
久人等行不进城内は局幣のおりより宝曆六年五  
月より家より日毎はまふとて美のゆと何法を(き也  
命きし由あり)後ハおと風を月書と云ふ日とに用書  
と云ふ一人二人を又行不はまふとてぬ借も彼の玉玉を  
東といふ良徳貞の乳は皆屋形とて中渡り誅罰のと誠  
そ有り不はて中渡り多形とてそ玉幣もいふく帯を  
明事の新も不とほりてはる此宝曆六年の比玉中



此仕を改められし事挙てかき難し是と爲中よ  
て室曆改正といへる此君の御心を表されたる  
事いふに難し **権勝** 以下此令ひる事依りし事  
此指書付る事よきて集りてお申候事といふ事  
御旨成請ふ事ハ御成候事と成りて明くしてふ事  
事ありあらしと成り

一此等事と云ふ昔よりありし事先ハ有候儀と相  
流の兼帯などより事有てな成おそく表さぬ事  
耳又勘定有候事御杯と初め其下の役と有  
候名付きより此改正の比もろくの役有候と云ふ

成る事此役の名より服式もよめて蒲池兼盛の流由  
新助村山御末志ある所といふ事智ある者事と成り  
即と挙て此職より探察刑法勘定御事御事と職  
事成分られ皆日毎は爰よふ事と云ふ職なりと云ふ  
是又那以勘定此の局と云ふ事御事御事御事御事  
ハ席中の志いふ事御事御事御事御事御事御事  
て爰よ來て有候事御事御事御事御事御事御事  
くる事の御事御事御事御事御事御事御事御事  
退て振らると云ふ事御事御事御事御事御事御事  
御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事  
御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事







人として見ゆれば其身も役と辞退せしむる或程多く役  
料五石名たひくを領し後亦領たひて三石名程  
役料六石名程にゆりし身よりしる亦ありて  
辞退しこれ六石名程の多給て屋をりせしはた  
王改正の時ふと心とありて此國は平本領事と  
共よ言名なり大に度重ある人にて物語多きあり  
し総て此比より人の悪要選て強ちよ祿の多少族の  
盛衰に依りしとより士人志に云やおふ徳何系  
田領何系市に云志に農民なりしとより其はあし  
これに士志なりし領内の勅書と自らし後亦不領と

とたひよりかふ類に舉て算(難)

一 国一年に於てやある先諸臣と金形より自筆て示し  
示さるる旨或自ら書て授ふそ文又曰

士中知新代に相續の中大祿由國乃高系一在代  
の之者し亦中亦より亦寫よおふそ新地の祿  
等も総て世祿に付當ふ不相应の事より後  
年祿等の名者之とも責すそ祿地乞く致せ  
支代の本意は青紙に依りて其安二年以前の知新  
八田坂の家より付無お遠相續也一也右に其地祿  
加祿の分代に相續の事を斟酌して下付に充



子孫拔群の功勞に依り白板の家を贈す。或は子孫  
此才能よつて、後よ世禄減せしむ。此新地が禄の  
係、近年中、後主の親戚立して、同條何事も、  
為中少なるなり。

此条あり、年々、禄を減し、なふる君乃、脚心、此  
耻恐れなふるも、承りし、事も、あまも、誠、其、度、  
て、ハ、叶ふ、な、る、に、古、の、禄、を、世、に、お、せ、し、も、  
此、事、も、一、け、君、一、代、の、内、お、し、人、の、忌、用、に、  
隨、以、相、立、の、禄、と、あ、へ、て、奉、り、用、以、又、も、昔、功、勞、  
あり、し、志、の、子、孫、不、有、り、し、て、  
扶持、し、ら、れ、し、り、し、る、類、  
校、な、る、に、  
善政といふなり

一 右の條、  
此、方、  
群、の、志、  
あ、ぬ、  
隨、以、  
勸、懲、



勅子て意くは大方ハ文字ヲモ疎くハ武藝ニ品ニ  
品ノ多ク後と極めたり小やに醫師馬役などハ技藝と  
してをるす志ありハ世祿をくハとて皆厚采を給  
へ王家と継子其子不肖して業拙ハ僅小口采  
と与へて粗道と云ふハ年を經て上達する小随く祿  
と加へくハ或ハ親ももはるく堪能ある志ハ家督  
と継子親の祿ハ倍してのいふも有是稱其醫  
子ハ制其食といふ本文の心やわづられハ六丁  
しきんく家業と稱しきん

一藩中の士男子ありて人の子と養ひ子ハ志はりて  
まゝに由りてそも養子ハ家と継きん志のり子付て  
宝曆六年の比命せり旨ありを信不殊の家  
の子なり小傳て曰

士序以上養子礼書付達す能親しむは故曰養  
子よりこれ以上御殿を礼せし作らるは何事哉  
是言し其言も遠し予今礼するは是乃及父子  
此契約致しはるも病重くとも容易に実事ハ  
是返るるハまじく傳と云ふは向後養子  
病重く御殿を相勤作らして其言も書付御  
殿有親同居雜係久難小相成り右ハ旨執事ハ



双戸より以書附て相違い以上

六月日

是主人倫と厚くせんを執るとなんめり尚固まると  
身せしと能としく又妻女子娘を娶はるはさうを  
あつるんとふふのうう今天下の習いせなるぬき  
あつらち子材ふいなるべし中まて名家の  
まるふとやふいん明和五年を臣傳一申す者よ曰  
男子言い解妻女子相親の面い今迄は徳と娘と  
嫁娶はる及ば相親るふふ石と角いふる  
存遠のるもそし極子付以本は解妻女子は及

いし可ら相親の此所解文配す(是て相違い以上

明和五年六月

一往昔延享四年の比母出奔此子ハ家督相続又池の妻  
子よきしゆり難成也 乙亥の御掟之ありきし後ハ  
禊祿の内此子も母ありきまは取舞しつてハ罪よお  
ふふれて一生流落せし君不便なりて宝暦六年  
藩中一命いふ其旨誠を臣傳へて曰

母出奔段し終末不知し子初任をて在る能合知  
少ら右の祿不たも家督相続の義ハ難成也  
他の妻女子小きしゆり難成る但家女らゆて



沙法に在るは右に執事ありては相違ひ

右に通先年従 公義御筋有之御家中に義及沙  
法に就き御筋紙向て大略に執事御家中に面  
を一概に右に執事に付付振も母に付右神の係  
有之は右に右の父母も子ともは娘未の振子妻初  
書付と紙紙支配少しも子いゝ相違ひ下式の紙  
も時して取おきてし

一 其後宝暦十年ふむかす存て 公家々向後母出奔にても  
子家督お継并他(表)子ふきしは係右若し御筋在  
りうされは 公も私も御心と合さるれて有可し

から御代あり

一 民此租税先々其年の内ふ三の二と納め今一ツを  
明の年七月を以て貢ぐるありし世下り民も心乃  
其かをふかうくふや近き此を其一と其友の程ふ  
おのつ物も用ひありし七月よりして係に已まへんと  
此も時を租史改めあるめ減となき物なれん  
是もふる上下のなやことありはれは宝暦六年の迄  
てその年の内は残りなく納めさるる凡民の情あり  
たまりもるる中銭清むぬなふとふ今とをまう  
つと後よりいゝまおきそあるるいゝ有りんと



て下下は以て多れも此は例の賦を以て便くな  
るる所なりあれはや免角いふむ志もあくあくふ  
る所なりあくあくは冬の程に減る所なり其  
も成ぬは民の心とやにして下下は耕し耘  
業を勤く是を姑息とてめて休み仁政よ  
とやあかん

一 宝曆七年の比役この條目は授者のみそ役たる志是  
と号してちりくくといふれども是と白地をてを  
役とあかんるは或は是とてそ役の志あくして  
叙し是れ又役と付ん志ふは是とて之をわそ役は

よと封の儀なりよと納る杯御よ他法と云は是  
よりして役の志論と云は又と云うて心まといふ  
よとるの志あり

一 家中の志は格勅を以てし知るは是は宝曆  
七年よりらるる旨ありを以て傳て曰

各由六月分来年五月海白とて御旨に  
付来年六月日分三日とて内は御旨に尤  
年不及沙法にる多年石し通ては御旨に  
よとる旨あり

一 今御旨に是より御旨に是由正月分同五月廿九日とて



御書不し執事是又互相通之今も色も出さ調来年  
六月前条し通書付一月以上は通以上

四月

寛

私儀何御役去丑六月新白高月海白(日勤)又  
傷白然出内高白一日茂之痛忘出勤詰又之ケ  
振く之係之(日)教何日不集詰又之忘中之幾日  
出勤不詰

一何月何日為江戸詰此<sup>洋</sup>出何月何日江戸急仕  
高白し御書或ハケ振し係出勤高何月幾日江戸  
急仕三何月幾日交許急仕何月幾日之出勤仕高  
五月何日之(日)ケ振く

一高年何十年未成中

一高親高年付共

一<sup>嫡子</sup>貴子何之何未高年何年之成中何替高何  
何之何系門弟之付習教高榭之此出ケ振く  
右し通御座以上

何年何月

何之何系判

何之何系版

一初て三年の内一日七急之格勤之志之末の之



至りて必勅賞あり程に從ひて家の改の報を  
賜ひて銀錢としをりし是を以て其才ハ云  
及ハす子弟に汝文武の業為すとなんや

一仁政自饒界始と云蓋子の金言なり誠は田乃境界

と云るなり仁政の事賦税しりてかえりしを又後

世の暴君汗吏ハ檢地と云ふ事をして傳説と云ふ

事て又ハ租税を攻めんと云ふ此ニツハるの振ハ似れ

た實ハ仁と暴との邊に有されハその振ハ檢地代即ハ

其事ハゆふ難名仁政なり抑饒界と云ふと云ふ

右の丹田ハ畝の事と云ふれハ頗りし事と云ふハ

はるるありれハ田とに名を付て夫とし分ると云ふ名

と記したる物哉 乙乃伊國帳より見國帳と云

なは此ハ前主清正殿の見分帳ありと云と云

妙相院殿亦領と云ふ一初ありた見記されり夫ハ

以來百餘年後らハ文庫ハ納金と云ふ君の御時ハ出

しこれハ虫喰破折て物乃月と云ふ事なり程あり是な

くてハ年々ハ饒界と云ふんこれハ粟斗ハ檢地也ゆふ

なるとん搦て男廣狭と云ふ只そ名のと云ふと云

とて田徳源次郎と云ふ此乃ハ加しこまおのこありし事

ありし事源次郎打めがうて沙汰しりし事と云ふ流石ハ廣

敷ハるる源次郎打めがうて沙汰しりし事と云ふ流石ハ廣



氏領ふは宝曆七年より始く明和六年と十三年の  
星雲を種て漸く潤い旱く初てこれを饑界正し  
く租税を減く味を打出の意もなかりき

一宝曆八年の比より玉中より命と租税の内と程より  
高きい穀を減り負て凶荒の備より是より是れ一不  
よ致へきてハ此の軒あへん時使なるともとらるる  
於ては租税を減て花のまきを流し数九十七ヶ所と  
あんよよいすなはち下るれは百姓とし己の物の内と  
心ゆくは指さる此倉は花のまき凶年ハ云よ及はず  
徳して麦の食つる杯より振あつて夏秋の糧乏き

不とハ此叔と云へて民の飢を救ひふ又米の價より  
して商人若くむ時を殿の御花の末を取出し價を  
安くして賣ふへらるは天の比天下に於て凶荒  
なりしは此餘死多々此玉の民もあつしと有  
るは此徳又此叔の好格たやすしハ悪く九斗ハ  
印の民の好いとあり又ハ虫喰ふとて徒らの物となる  
あやうのりよは味あるはあり

一此凶荒は元の病より打落し民飢はなやましき善く  
物を分たして救ふとせしむる是れ毎年の如し

米五百石拾石俵  
穀五百石八千石九拾石俵



粟計千石三拾石飽

大麦四石計斗

蕎麥四拾石飽

銀計拾貫目

錢計百四石九拾三貫文飽

右之品と天明癸卯甲辰 五年分

初て熊府の町に白川なる多道ありて飯屋を志し  
らいたまふ下目と命じて粥を賣るを朝夕配り  
て若狭ふ志阿比の医師とて茶を賣へむとて  
け料ハ右品との負數の分なる

一世國の氏むらう一登何業の疎くは室曆十年  
の比より市中に申解く桑と杜登何るやと云くから

されとも糸ととも一（き）と云く奴者多かりきと  
蘭よりとくとまへん志の價をぬらととと一破城下  
の市中に機織糸を志と云て漸くは之を解ふ振一  
又嶋今とてえハ志一（志）と云く侍今ハ段一  
立りる一（志）と云く此の志阿比の市中に解くは志の振委  
傳へて來也一（志）と云く既今京師より又近  
江の志よりと織工と志と云くは志の志後又糸  
と云くは志の志の女と三人と近江志下と志中  
の男女と志と云くは志の志と云くは志の志  
志の志ハ志と云くは志の志と云くは志の志



朽己今とまも廻しとあへせらるる朽己御心と尽され  
多れハ今ハ玉中の志普く此業を志りて生いと身む  
るやふなれま

一 國中の山と目る志本と柱へきすハ昔より校あさり  
ふれと十年に切れるやハ整ふく柱るやハおの律りや  
多せなるに水是五帝年康至<sup>ヨシ</sup>房と云納兼く栽培  
の乃よあしくありハ是よ命ト多ハ絶を井地  
ましく一も土地くおるの本校柱やせ書さくつる奴  
やうよあ海ハ是ハ皆よく生茂りや又城下より始て  
道端く又ハ河岸杯ありハ聊の空地より一柱極杯  
の類の本と柱てまハ柱役人と付て目しハめしハハ  
年よ生茂りて玉中要用の端冊と句なり

一 おとれ遠家を玉橋とゆたけたりハ程を筆役杯志  
いとふ志りや都す君の歌まの進退とも己の身よ握りた  
ふ風情とて内ハ財とも食りハに新改正あられハ  
と流すやと止またりそは其家の下程とていき不  
猛よふまいて人の頌以となりととおとれを抽りき  
るよふとて室曆九年時の身行よ志めハ今て玉中に  
中流せしむありなよ記

御家中家来く流る相惚り極又主人より記中



付るハ勿福の事ハ御家也申御中申御役柄  
の係ハ御家来ク少も兼ハ相成事付有之申  
小ハ入るハ心付遠の志有之哉外向ハ  
右屋敷ハ不ハ不知申有之ハ兼ハ家来ク  
町立ハ何事少テハ一法外の係ハ不ハ下  
ハハ勿福ハ事ハ不ハ徳ハ無用控申御中  
強ハ斗ハ事ハ不ハ不ハ押立ハ不ハ九  
相右屋敷ハ相立申ハ早申御役ハ出引ハ  
事ハ不ハ不ハ不ハ相替係ハ不ハ  
善悪ハ不ハ不ハ不ハ御役ハ不ハ  
御役ハ不ハ不ハ不ハ不ハ不ハ不ハ  
之ハ不ハ不ハ不ハ不ハ不ハ不ハ  
事ハ不ハ不ハ不ハ不ハ不ハ不ハ

一 齋と好むはして御座りもあしとやと志つといれ夕既ハ  
カふされし様ハ出のひしてし 穉穉乃好とあうなる  
成云れぬはして御座りもあしとやと志つといれ夕既ハ  
に石具をさしてそれを又畔づひしてかきし田畑乃  
中ハ入申しきりし又本居と打志ハ侍をよあしん  
これ我ハ不ハ不ハ不ハ不ハ不ハ不ハ  
去りし様一杯をたしんあしハ不ハ不ハ不ハ不ハ不ハ不ハ



禁し力ふ事下る近く後とあるて耕志加満らす  
耕志志体事凡々乃行各ひもつても君と志とて打  
るる志もあつたれとも精世末々主戻同さるるれは  
誰とも之をけぬしを理ふれ連答あるひもつた一度も  
更ふふし亦其の物のゆび立す秋のみのもつれお  
さむるよハ川をいよ路り相あそり粟れ種凡よ長路乃  
声打志変るると皆今年もよすふしとまよせりハさう  
しこれと此の中も制しりハ宝曆十三年を臣  
中解て曰

春他盛長の成りて鷹野綱柱すま出中しり

先年の物出と相解るる付けさるるはて何と  
し之中もあつた者之は凡他方の障りといふは  
いしそも敬志も不は起即出るる付れは不は起有  
知鷹野綱柱も不は起綱柱も出る中も相解と配  
さつしては有る

一 國侍の江戸小勤者も志とも月よの扶持米を時の價  
とらう金子と似たに事ありて成宝曆の比より此米  
の米と運さして給はるるは免みかくはるる  
く志もあつたよ君平志の後天明七年も米價倍  
貴して江都とさしにましり及志もあつた







小什唐船漂泊等の事其外人數船等入用し御目  
御用舟十隻天草一渡海改し其後其船等同  
人より中達次第に其出帆せしむるに平日は指  
出多しといふ事なり

君臨て領事あり連日家の子弟等より後一船あり  
夫武士等も其に隨て物具并物等を護り  
備へ置し人然れは治まる世の事い家の子弟等も  
出立せしむるに其船ありし事ありし事ありし事ありし  
船ありしや漂着せし人ありし事ありし事ありし事ありし  
油防走しし人連日用意化しし事ありし事ありし事ありし

掌事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし  
む降ハ用途ありし事ありし事ありし事ありし事ありし  
らし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし  
其紐北以密に取つて五斗ありし事ありし事ありし事ありし  
皆：常之立馬の口を陳具運ぶ難人ありし事ありし事ありし  
よ支交しぬ御用意整ひたる事ありし事ありし事ありし事ありし  
よ記其明也ハ明和七年ありし事ありし事ありし事ありし事ありし  
高し之めし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし  
高原の城より御取ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし  
治平久し其代より武備ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし



昔を多れとありて今以て急し

一 藩中の高き教る人をも可也但に此指物の事先一人  
私より記さ不定なるに於て一等一も奴も有る  
とて明和七年悉く之物をもて制して物くく小使  
者をも若かき或は死をこれ違ふ但に清れても  
り不は納む是より能くのもふも甚く且事も取重ふ  
ありて人の心も急しあはれ又此も昔より軍を乃  
宝標と定め是時なれて市中の修後名なると用いらは  
べしと云ふは今程山伏もふも是をくく交心  
はるる名も依て家士横田勘兵衛一とて云ふも

一 たる名も命して先山伏も是式と傳へ夫より歩小姓ふ  
る名も教へさされは能く名教多出来て神く  
貝次の位と主とて是字は皆治せり世も武を忘れ  
ぬもふもふべし後世の人主武備の二字と忘れぬ  
くは此御言に世の中事なる時を花の頃(きりぎりす)  
はかり然りて花の頃の位時(きりぎりす)の兼てさ  
るる名も難し(きりぎりす)福は(きりぎりす)あり

一 明和七年の比熊平城下は度々火災ありし物  
命して能く生辛と引具し失火防く(きりぎりす)て  
是れを(きりぎりす)盗賊風神の名あれは攻さ(きりぎりす)



搦めをとりしれ城下の火志つまらば盗しそくなくられ  
里是より立例りと相取の内より三人の撰以てそ  
年此役を勤むべきりと又正月十日は命せしふ令と  
あつたり又衣服の制度を記せる志と此役より礼問  
せしむる法令より新くせしむ

一 飲食を菲くせしむるハ又せよたぐいあふりし是の  
天明二年の比藩中ハ儉素をせむる通を臣傳達し  
しむるありたり記す

詔る質素よ相心得る者も兼く命しふ事には  
要々年々も非素の在化を四氏も困窮の年柄

小付給以相取勤年仕に相取命し新たのれ

一 平日此飲食を相取しきり有るる者も相取し  
るがれ心と付給ありふべきり

一年此五言句も外祝する付一敷中集合にた吸物  
さるふ二種料理を一汁二菜と取り酒宴長せり  
振上仕り

一 平日の坐席相取に相取し酒宴ありき相取し切  
る用なり

一 衣服の品相質素よ相心得る者も兼く命しふ事には  
要々年々も非素の在化を四氏も困窮の年柄  
は子細をせしむるは内より相取し相取し



族も百と有之小福の向にハ程以不教令の至に条が  
類くの衣被とも急度下者とも心はる。

一音信留答親執より一切立月の吸先年相違意  
通流堅つに相心はる旅行に言候より土産もて  
同前より

十一月

木下保たると是書あり

一ち取らるる朝に御奉儀香の物焼に於梅干  
よそ用は御料理物ハ不及御汁七きり  
一夕の御膳を一汁一菜

一御飲食より御及物外者おふ程に御肴二種下御酒  
より御夜合ハ香の物焼に於梅干  
當時御規式より御保書にのふも下らぬを言は兼て飲  
食の念ゆとのに宣ひし由一御誠めさの御賢心  
つ者と誰有るにケ振の御あり多恐也おそ  
ら藩中の向に云まやハあふ末よまを  
順心の心はるもて成今年にの係彼は但こ急  
度よりくり中振はる

又一と野荒出して藩中の扶助杯例の振はあり  
此類の物外例の味嗜香の物よりをたうられは内一



とん除くふ仰あよえんは若く仰信約も限あつて  
やりひるんすきしと二倍あやハ倍ふと申はれいやと  
よ今程高きも難係たけんよせめてハ切ふと申し  
て難昔ととも若んとふふと宣ひしと申す

銀量遺事

春 改

銀量遺事

夏

一 忠孝と書くは、海に路、くぬるふれと君入國す  
海也、初其の昔良の民と尋存子忠臣より勅業此  
者、至と其程、よ地以て思貴、一より風、移室  
俗、愛、思貴、一、詔、若、年、と、多、一、七、四、十、年、斗、の、百、六、  
拾、六、百、人、よ、及、一、里、中、村、忠、貞、と、云、若、其、形、状、を、書、  
里、を、記、後、孝、子、傳、を、後、編、と、て、世、に、流、布、せ、一、ハ、略、之、  
亦、老、い、る、人、と、云、と、に、憐、み、多、し、て、士、子、も、阿、比、農、高、子、も、  
あれ、歡、九、十、十、福、と、名、阿、れ、ハ、若、者、の、福、と、地、以、て、衣、履、  
金、銀、を、た、多、ら、又、百、兩、以、上、六、年、毎、よ、是、を、賜、る、神、の、福、



壬午年、六月、此多と行き、  
 なる老木の風を待ぬありしあれ、  
 命の内か、  
 まし、  
 関の東、  
 招て、  
 酒を、  
 下、  
 御内子、

ふもとてふふれう正あよ

か臣

- |          |      |         |     |
|----------|------|---------|-----|
| 有馬 備後守 振 | 七十九歳 | 成瀬 尉内   | 八十歳 |
| 柳生 揚磨守 振 | 八十二  | 野坂 源助   | 七十六 |
| 津 輕良 菴守  | 七十六  | 志山 源守   | 七十二 |
| 本林 宗乙 守  | 七十二  | 奥田 五郎 助 | 七十一 |
| 戸田 五助 振  | 七十九  | 桂 助四 郎  | 七十  |
| 水 上楠 忠 振 | 七十三  | 蒲野 文助   | 七十九 |
| 林 守 玄 振  | 七十一  | 白井 平次   | 七十九 |
| 森 雲 禎 守  | 七十一  | 吉沢 要助   | 七十二 |
| 寺町 百 卷   | 八十三  | 五郎 守    |     |
|          |      | 喜四 郎    |     |



三井孫彦房 七十三歳

北七郎門

高安是竹 七十三

龍八郎

孫右馬門

馬場存義 七十三

長太郎

谷口樓川 七十九

平吉

小君小右女十九人

半多郎

一 氏小賦税のニツ古へあるて或今も祖傳ふと何れ  
せられし者され此もあて候しの詞はかく物と云ハ  
賦の類はあかんらんそ品位敷多と君ゆらん  
及らせて民の苦しみハ賦の重し依りて如何しと吏  
と懼くせよ連者目も命して免して角して斗せよ連

三品までを除きし約しこれハ其末一丁米は税一石  
五千石をうりて約しハ其末一石の税は約れを宝曆  
四年の比此賦免し君辛壬の天明五年と元三十二年  
の事其高賦斗あしハ四十石を余りし約れ末は  
深くしりて約し又那代の職務は目も料紙筆墨ハ  
其賦の氏も并(定めなり)と安永七年より其料を  
皆と玉府よりして下りぬる聊と民より出さしめ  
是も年あしハ錢三千貫文斗の事やあかんらん  
まし田子虫多く生じて苗残れこのふ年かゝる鯨油  
錢普く配里とこれと田の向よりして虫と除しむ



其料も又幾許をやは是等の物おのほしむ中の民の  
潤とてまことの善き、魚の如し民中の生茂れども  
互あふん屋

一 稲のいまど熟せよはよ刈れて編<sup>ひ</sup>まとなする所ま  
有る多ると明和六年の比此中<sup>中</sup>の停せられし  
とせよ石の鎮守先祖の祭多るとに備へ料をん<sup>ん</sup>稲  
熟してかりおさめん時初穂と束よ貢べしとせよ是を  
神更御<sup>り</sup>の物ありしとせよ由是年毎よ二千石飽を  
其物よありしとせよ凶年よ一束の刈稲とたよ多や  
多くはる多きふ色付とせ流しとせ徳らるる物よせ  
むるよおれりし業あり

一 民の租税と抽<sup>ち</sup>く<sup>く</sup>の年ふりて実法能<sup>ん</sup>くして宣式の條よ  
る所まきハ檢之とせ守りしと此檢見おせしは凡大  
るなり聊も辛<sup>ん</sup>れハ民々<sup>々</sup>し<sup>し</sup>悔<sup>い</sup>ゆるぬきハ民お  
てふ多のふとふき<sup>く</sup>た<sup>ん</sup>振<sup>る</sup>べしとせられハ君の  
御代ハ振<sup>り</sup>御心とせられ足積りなり也二束の法錢  
立て兼用<sup>や</sup>せ<sup>ら</sup>る<sup>た</sup>とハ見積り田の面<sup>を</sup>多く足渡  
して其賦を沙汰を備<sup>へ</sup>たにか<sup>か</sup>ら<sup>ら</sup>る<sup>る</sup>法あり新し  
も民請<sup>り</sup>を控<sup>め</sup>ぬきハ畝を令<sup>て</sup>宣法をため  
を其法至<sup>て</sup>細<sup>や</sup>り<sup>り</sup>凡民の多<sup>ハ</sup>新實仁の度







責めさるむ。世にいふごとくむ。然る後世  
此人を深く味ひおろしむ。

一 仁孝の徳心とて仁孝の政と行ひたれ。氏の寤も  
身と増し。て誰に誰をむと。傳へ。福も宝曆の中は  
より百姓も家々に敬祭と云ふ。と始て。下年。一。度。で  
必しも志多し。古への記傳。精士とて。いふ。く。傳へたる  
生祠など。いふ。も。可。ふ。親。し。あ。や。と。笑。し。其。祭。に。定。り。も  
なく。已。ぬ。あ。る。べき。程。を。斗。ひ。一。郷。を。り。め。し。餅。と。搗。酒  
と。送。り。杯。し。も。身。の。程。は。随。ひ。て。い。せ。な。も。持。て。と。神  
は。依。り。ぬ。く。し。て。も。目。も。一。郷。の。老。お。の。う。業。と。せ。り。  
酒と感拜。詔て。此。君。の。御。時。よ。生。じ。何。ひ。ら。目。出。度。よ。よ  
と。身。の。飲。び。と。の。く。一。日。の。郵。お。よ。よ。千。年。の。苦。腦。と。な。く。さ。あ  
る。

一 或回の。と。早。若。く。お。ら。せ。り。が。百。位。の。帝。号。と。い。う。撰  
い。ふ。世。代。と。同。の。い。傳。は。い。ふ。の。も。い。ふ。す。あ。物。好。き。と。立  
ず。人。の。吾。と。や。さん。つ。る。志。と。私。を。く。目。し。か。ふ。づ。う。や。い  
ら。ひ。あ。ん。と。あ。の。ふ。常。も。誠。は。よ。め。ん。人。の。家。は。天。よ  
ち。う。い。て。換。傳。し。と。ふ。な。く。と。宣。う。可。ふ。御。心。と。く。る。れ。は  
こ。れ。善。く。人。の。惡。用。と。あ。り。れ。り。御。言。は。敷。者。在。南。安。と。い  
は。る。志。杯。は。堅。志。の。昔。人。も。今。此。世。は。い。叶。へ。り。と。い。あ。る。さ



けしし君すしを不やあえん自強職よこはな  
ぬひてし君すの程も取てつれはまの程取すあれ  
も立世の人しふあうて決つ又昔御書目小お  
もりし時よ此よもてかすし君もあう思ふゆふ  
ありしる志傳うそれをも封と請徳ゆひて少しもさふ  
かくしわひ移んころふきし志も不法あまハ連よ遠く  
まはせかくしし志も悪きま随ひいしくめてたう  
石のひし

一書版封徳ゆひし初よ争うさうき志をばて帝すとも  
并國中の仕立とも任をえんやと心ひ程ひあひりるわ

しし竹東其し高踏と云者左りるが堀平左集勝名こ  
於そ任よ叶ふう是の疾と厚福と与て奉用ひしと  
進む君しよもしつんと心せしあよ又或志よましく  
の志と進進む君内しはそ志よ御心引しおハせしお  
ま路強ちふ執し中傳うそそれ戦術して國家天下  
と名あしよ治めんと欲せば仰うし禍以と生めん天下  
此將軍戦術と好時を又禍乱と生めんし又よ太平  
とくししバ貴才と譽て人を撰ひ身の徳と長しして  
其徳國中よそ度す財ハ天下も君の掌中よあうが如く  
なりん爰よあ妙國治の要なり誰し是をあたせん教くハ



















要考と云物も余玉の事と詳しして席もあく四礼もな  
く良智者連争の道と并(志)ん士農工商の外醫と上  
と其傳を是より儒と末とす相言ふ主たる人七寸の  
地也(杯)飽まであざらぬら(系)朝北風を志(ぬ)夷大  
おのがまよりく(屋)て口(は)任せて荒涼(い)ち(き)と(お  
もふ)抱(く)く(ま)い(く)云(ぬ)べき(ふ)ふ(き)あ(る)も(あ)ら(ざる  
一)然る小高國小名子館を建(る)以(り)る(予)を(先)よ(出)し  
く(る)如(く)前(友)使(秋)山(東)政(名)係(字)子(羽)玉(山)と(号  
して(高)名(の)士(と)う(君)を(に)路(遇)有(関)東(参)府(の)度  
毎(よ)又(る)具(一)か(以)杯(して)不(多)そ(う)に(教)育(を)せ(び)映(し)な  
く(一)初(て)宝(曆)十(三)年(才)満(る)お(手)切(跡)を(継)教(養)帝  
と(云)志(を)教(授)と(く)ふ(茂)永(帝)名(懋)字(子)厚(朝)陽(孤)山  
と(号)以(先)よ(い)つ(る)教(育)帝(安)く(弟)な(り)又(久)在(傳)の(弘  
篤)号(と)惟(菴)と(い)く(内)時(は)大(塚)丹(左)馬(久)成(号)子(斎)  
政(休)て(退)野(と)云(は)二(人)心(と)合(て)程(朱)の(学)を(研)究(し  
頗(精)直(を)極(め)り(其)文(集)を(惟)菴(遺)稿(と)せ(し)梓(村)以  
茂(永)帝(兄)弟(いと)け(か)き(り)庭(訓)小(名)学(を)傳(教授  
よ(向)し(時)い(ま)年(三)十(小)も(足)さ(る)一(是)より(学)徒  
亦(増)し(感)り(て)館(多)の(玉)より(も)本(を)物(さ)る(り)多(か  
里(三)信(君)の(志)を(臣)斗(て)教(授)く(許)ふ(館)を(建)て(遊)学(の



志と居る隣玉の教授僧臣計門より出る志致多  
なりけ家の中の例として別は子弟と在仕る志は不依と  
於てぬふふなれは**義永**ありし年毎に廩米五百俵給ひ  
物取の一の座せしめり君幸去の後程か一りして六百  
俵當取極と於開一りも此助教有訓導有皆程し  
小徒して不領とも給ひ物取も能き了句讀師にちら其役  
ふる志も有まゝある方といふ有約衣の兼帯ありて  
遊伴銭かく用らるる世のなるといふ志を**家業**と  
て某師桑乃ふたく（ある志とすれは此玉も然り）  
と儒道ハ人たり何れ**家業**と云は法有下や也武士  
を文任よかゝ文儒も武職も通して用ひるべし（ハおこ  
りかゝる）**志**も一玉の藩中よわらるる儒者  
してありぬいふと朝鮮の志もにあらせ給ひ口  
ぬきはは同し

一 **米田波川**ハ藝能多職の志あり弓馬軍術皆真傳と極め  
ふとよ知りし学文と好て詩のたとも**南郭**も請はるる名  
高し君命少くも家集と梓行せむ四時園集未也世  
よ流布せり畫繪印家までも人子待り了然も心靜小  
しと極て不飲多し譜代の家も**長岡**也**高田**也二百五十年  
頃より志の才なり例の二千俵給ひて中老とよなりし



めたり年若くらよ妻女と失ひて再娶す唐の王維杯  
風信して有る君も又ふき志少して御是て代よとふ  
して浅くは侍りよ早稲よ六十とるてぬきハ園園と  
由まほし通りゆく改仕と字をとりは是派なく免  
し力の家とハも嫡子継ぎを老と畏ふ料とて八十人の  
扶助をとりかゝり後ハ西山の意う水石あり地あり  
幽の橋と稱し遊歩をとり名付凡よ吟し月よ書て喜  
秋をとり城下も敷て見も後を移めおるれとも早と  
僅ても出はるるの屋敷の裡し一人と中侍りき御集  
妻女ハ君の御妹なり其方よ後とをとり時流よ百とも

と〜と年〜びおして御使よ事いたしよ及びぬれば  
も〜と難くて年多う君折見よ力い〜まやい〜と汝た  
諺の陰君よてあつるれよとて保過し讃嘆し力い  
上段ぬるよよ左氏よ道をとりて上〜り〜れ〜いやと  
よ仕てありつる程を存も有ぬ〜と陰遁の身も思ハ  
我よと座〜〜〜伊桑昔〜〜と交連志のそ御例  
よ取て盃たびて美つのとや物語して眞〜なるや  
斜あ〜び〜その詩集を造りてよ梓小も撰ハせん杯  
命を〜保君の寛仁大度少〜人をもせ〜と〜りよけ  
款小〜折押け彼門い〜仕て有る時〜弱〜譽



さるふと聞て或者あるていさくは人少く杯手在る  
小なる回船と任をなはさくやせ中少れい屋とよ  
麒麟よ田とよさくせし色ぬはと宣ひき

一 宝曆五年苗圃の洪水影しうま六月朔日夕降出  
せし雨條を束て突突く如く九日暮おや<sup>所</sup>まき川  
のぬ皆阿多れ多ふ芦北郊の瀬戸石山たちまらふ最速て  
出跡二川とせきるりれ川流逆巻て山成包に陸よせし  
とくふ古の程も今脈すよ見(る)かてえと記おし  
流し一月よ川下の立(出)れハ八代萩系といふ所の堤息  
敷十町お切て田も畑も及も志も今以神社佛園と初  
人家数多流き溺死者数百人目まきぬ有極  
井か一此年八月東都小中しく水色ハそり住を  
君刻 懸良(云)くふそ状よ曰

私領分祀後の内六月朔日夕同九日夕近、強風は  
各山崩損毛破損し是

一 二万貳拾三万五万六拾不飽潮入石砂洗剥山崩  
此田貳万七千七百五十三町餘

畑七千六百二十五町餘

一 塩濱九十七町五反

一 塩坑三千四百十五町



- 一 川塘十三万二千九十间
- 一 井手塘堤八万七千八百九十五间
- 一 水除石垣八百五十间
- 一 磧除柵四千二百八十七间
- 一 山崩一万七千九百九十三间
- 一 土橋百九十五ヶ所
- 一 往還道筋一万九千七百四十六间
- 一 井樋百八十七ヶ所
- 一 流船百一艘
- 一 流失の畜亦二ヶ所

- 一 同社二ヶ所
- 一 同过堂八ヶ所
- 一 八代密柑木之内二百四十本飽
- 一 流木三千八百二十二本
- 一 流死五百六人
- 一 怪我之者五十六人
- 一 溺死牛馬五十八疋

右損毛破損の俊水引より上相改國許為ち右の若分  
 中越は右損不那村之内芦小疎二川而より之に依り石  
 山より二万間横百五十間程最遠落川向より有之山より



右郡は先言廿二石間横石間程築上テ是又崩也落  
球ノ川突埋之間流水却而逆流ノ水かさ三四十間程  
積上小山杯ノ山上残水亦越ハ程の水勢半時餘も石ノ  
通ルて程所ノ右突埋の亦と洗以切押落ハ水勢一  
又川下に溢ル下故塘の上道も十間竹横張四十間  
程有之ハ塘滿忽崩也中ハ右先祖城中入國以後  
終ニ言ノ損テ予言水先ノ村ニ亡ルハおホハ溺死  
此志も多有之ハ昔臣達此ハ付中言以上

宝曆五年八月五日

漸々水ハ落ル也と漸々ノ曠原となリて又も亦而降

水かさ増スハ一代一秋の志ハ皆更の耐と成ぬア抄是傳  
され此堤速ニ築スルハ有テハ民運を臣誨テす抄は  
川を木綿村木川連せよ抄ハ大川多ク志ハ球ノ地  
高山より落テ流ル也高ルテ矢と射ハ如ク秋更の  
堤右其的ニ有テハこれハ是と築為ルテ又も亦大  
乃ハ先國主加表紀後書ハ夜の時ハ表右も先正方建文  
武彙傳の老臣心力を盡テ築テテ今地也よハ正方程  
のあつても明ハいつハ先と葉ト以テ多クハ稻津津来  
頼徳連那目付有テテ志進ニ出テテ正方とそとよ鬼  
神子て表ハ海ノ目ノ人等ハよハこれハ志ハ先正方程の



予何条にせぬ此れ（きん）と云實に此男の詞に取事した  
者あり連そより君に告事りこれ則れ（れ）またさやぬ（れ）非  
勝凡男女年十五以上と運ひすと持しん志を左皆勝とと  
以べと那中と解きも強弱と三不と分川多とハ

男上より百五銅 中より八十四銅 下より七十銅

女上より八十四銅 中より七十銅 下より五十六銅

ぬ初之立を日毎より五とれハ我もくと天と以律ハ依  
しと男女数り人なり（れ）非縁をさると廻りハ水陸より三四  
十丈け方より元の廣さ二十倍丈いふと四丈五尺程の堤を  
築けりかくてハいふ所大なるも水溢せりて川原の里を

扱安く（れ）麻思ふまゝと農業といふ所みたりこれハ堤と築  
こと（れ）非縁を扱也と下知と向ハこれ門とさすといふと  
云る扱なりこれハ民も悦び喜て扱てりこととさす口ハ  
よ（れ）非以なりと上ると遠ふ處に（れ）非形在ゆ名ハ質字を  
大素連高名の詩人者是とゆて詩經の雅頌に入て世に  
梓行りハ愛と洩ハいふとざれにとくちやハなる  
扱有たよ記也

何事の歳ふりあり先卯月皐月のも久く降後萩子の  
堤取れハ此は松江の城岡の里にみ淵淵と分ハ成ハ  
りり春を流し身を流しり人いくれり大知れハ在ハ







出くあやうに萩原や妻にひく存て鳴麻丸むと女提と申  
小陽てく朱のたすき、藍の前たき誰とてふあき世奴人  
成りけて恋つてけきも子ハもか提と搦る地のれた  
ちぬふむの屋多しん志し奈れ夜一拾取したちぬは  
提はく日ハいく々あ〜と死ぬる令生と〜いハ佛  
とも神ともいつて作うさうあやもふいつくけの小提  
取もさす身をハ代の提はく妹唄のよ〜園なつじ  
唐衣裁縫自ま〜とを思て拾ま〜くあせこが叫き心  
いと社思てあゆれとちいと社習うけ〜ふに記もこ〜送  
〜餅のあまらればかりき化業も忘〜とよ〜く劍馬

よ福さき男と打交て心地よけカを落〜と〜ふ死  
と生も忘〜心よ記をれハ神とやいん体とやん今分ハ  
紙子のてふよ身よけ〜川〜波とハ人己〜とこ

稻津其の下目よいと腹あ〜男多人有りとも有るよハ  
く〜まて杖多〜まてい〜く〜々に怨れて〜と他とて拾ま  
が名とケニケ千とあ〜ん〜れハあ〜の取よまて

を〜〜くも屋飯食ふ〜も何〜を杖多〜まてい〜ら〜ま〜も  
にかい〜の〜引〜の〜ふる石す〜も思〜心の角て〜る〜記  
けつ〜ともあ〜ら〜ともか記黒髪のとけぬ恨〜云〜い〜し〜し  
父母のあて〜我身花あ〜ら〜と花ゆ〜れたぬ〜杖多〜れ〜る







三石を領したる侍多々天性猛くして隆徳院の御  
時御内租校滞りて國用足らざるに於て自ら進  
めて臣は此中仰るひかへ三年の内老るる命を  
若し我よりして申す事遠くは服侍を奉ると後  
聖中より一々那波と云彼人命を自ら國中と打廻  
庄官杯の邪ある者為礼問し申すを咎重きハ教人かめ  
次第切なりけれはそれ以の志有雀の意よりあくる如  
皆息と語てうづくまうことハ海を來此込一奉るハ杯  
てハ色を失いてうづく心ありき日比夫等も為し痛め  
らまらる姓ハ秋の声ちまはしはてうづくれハ濁り水

の係は清きたん心也して物毎改りぬる是ハふるふ  
成故に立人いふ一年も経たふ上那波止し進者方に  
ぞこれ後ハ小龍居たり成君の御代となりて那目附  
小かきよりハ果して其任は叶へるかふきわし  
大やましく功なりて氏はばうらるるはあへり

一 爰は阿蘇大宮目と云ふ者有神武天皇第二の王子倭請  
天皇の御足と神八井耳命と申奉ふ天々下と知る  
へくふるふことしるの由有て御弟倭請小懐望むる此  
命第六の御子健甕就命火の國の國造り小くを  
是別阿蘇大神より御夫婦阿蘇津彦阿蘇津媛と阿



ららまの以ては神の御孫惟人命又命其祭と  
目しむ是大宮日の元祖也今此惟由至七  
九代連綿して血脈絶て相續は後奈良良帝の御宇に  
国郡多領し勅使文て内裏送言ふも侍ふ侍ふ時  
の大宮日惟豊宿祢二位に任じ里目と侍らるなり  
天正の比にや阿し一従四位惟種世成早ふて世継の嫡御  
うしむ世の乱し并後きか忽おとら一矢部と云山の奥  
よ身と陰して居たる成先の國主加藤重斗派清正朝臣  
求め出してかく斗不取と其あてそふと健しむりこれ  
としさるがよ皇統神孫のれ以稀なるあるれ代毎よ

舊<sup>イ</sup>の執奏あて五位より進み今此曾祖五位在隆  
宿祢久しく都よとてなむつびるあや吉田兼連の執奏  
少て叙位しこれに後何とぬく尋常の社目く少く杯  
の振よりとてゆき人しおしひるや今惟<sup>イ</sup>宿祢  
絶よ歎ま右に返さぬほきよ成君よ祈<sup>イ</sup>中<sup>イ</sup>け  
此ハ君依きもま<sup>イ</sup>由<sup>イ</sup>も<sup>イ</sup>根<sup>イ</sup>も<sup>イ</sup>斗<sup>イ</sup>以<sup>イ</sup>舊<sup>イ</sup>日<sup>イ</sup>殿<sup>イ</sup>臨<sup>イ</sup>門<sup>イ</sup>の  
言ふとも熱祈しゆ以年と重きわつしそ漸くよるなりぬ  
されも身年永く望し叶以直奏よりしそこの御代よ  
「此後四位」昇進しそ子いとよふ<sup>イ</sup>しそや叙爵  
して伊豫守にふされしそ彼を歎の肩と聞きしそ又



妙解寺春徳寺迦菩提寺有此位職僧と云ふ此紫衣の和  
尚より中かじ妙解寺に代り上口の公道と云ふ下して  
副法と云ふ外神護寺杯連又僧綱をかゝる院敷多有  
かまも先規の伝は沙汰せし中かじ大梁山杯弱大  
慈禪寺と云ふ開祖を寒巖和尚連後者四院第三の傳  
子順徳院の同母の御弟なり叡山又出家し台教を極免  
阿たため是先禪師の弟子となり禪と云ふ以多度と入宗  
して名師碩徳と云ふんとて教ひしふき智識なり  
これふとに龜山の常仰信仰より紫衣震翰と云ふ官  
寺よりかまもく世は是と法皇長と云ふ志く少後世と

紫衣一本もすて京都の五山杯二回一程ありしに關東御  
治世の比いへたりんもるやむと云ふは寒巖より  
七十七世の住持白雲寺 内見連京都へより我誠寺の  
永平寺より文(中)有りて空しく歸寺し於て御咎  
多かり杯して七十八世流谷和尚より永平寺の下に於て  
當時御授の伝よりして和尚位は昇ふるやふありてたぐ  
りの右跡られ常恒會を以ていへんとて就て關東より  
あしむき君ももより祈(中)たりんは君徳を執し心  
むち社の尊徳を招き關東の傳禪ともし御史ありて  
念此より釈(中)たりんは終る免牘たるもく大印聖



銭とげうとてかゝる物に用ひる多量材を以て  
此際のもつ神も各々あり是只るの慶多とあり  
絶えん事とのいふ事いふ事いふ事神子論以て  
建てる事いふ事いふ事いふ事いふ事いふ事  
祈禱する事いふ事いふ事いふ事いふ事いふ事  
院の斎會と酒を用ふる事一切禁止の以て  
俗の専ら為といふ事いふ事いふ事

銀臺建事

夏



